

## 3月24日から 市役所の執務室を一部変更

3月24日(月)から、市役所3階・4階の執務室を次のとおり変更します。

※ 各課の電話番号は変更ありません。

### ■3階から4階に移動

- ・農林水産部企画調整課……………☎21-3334
- ・農林水産部水産課……………☎21-3335
- ・農林水産部農務課……………☎21-3342
- ・農林水産部林務課……………☎21-3345
- ・農業委員会事務局……………☎21-3587

### ■4階から3階に移動

- ・経済部労働課……………☎21-3308
- ・都市建設部都市デザイン課……………☎21-3388
- ・都市建設部建築課……………☎21-3372
- ・都市建設部住宅課……………☎21-3382

### ■4階東側から4階南側に移動

- ・保健福祉部指導監査課……………☎21-3262

## 国民健康保険高齢受給者証の 更新と負担割合について

国民健康保険に加入する70歳から74歳までの方で、現在負担割合が1割の受給者証をお持ちの方に、新しい高齢受給者証を3月下旬に送付します。

3月末で有効期限が切れる受給者証は、4月以降に国保年金課または各支所へお返しください。(郵送可能)

また、新たに70歳になる方は、適用月の前月末までに受給者証を送付します。(事前手続不要)

**負担割合** 26年4月からの自己負担割合は、昭和19年4月1日以前生まれの方は引き続き1割負担に据え置かれ、昭和19年4月2日以降生まれの方で新たに70歳になる方から2割負担となります。なお、いずれも現役並み所得者は3割負担となります。

お問合せ 国保年金課 ☎21-3145、3149

## 消費税法等の一部改正に伴う

# 廃棄物の処理に係る料金の改定

お問合せ 環境総務課 ☎56-6684

4月1日から、廃棄物の処理に係る手数料等(消費税等を転嫁しているもの)を改定します。一般家庭から排出されるごみおよびし尿を市が収集する場合の手数料は、変更ありません。

区分(種類・単位)			現行	改定後	
一般廃棄物処理手数料 (消費税等相当分を含む)	ごみ処理 手数料	事業所	ごみ袋20ℓ1枚	126円	129円
			ごみ袋40ℓ1枚	252円	259円
			ごみ処理券1枚		
	し尿処理 手数料	事業所	月排出量が3,000ℓ以下の場合 200ℓまでごとに	1,575円	1,620円
			月排出量が3,000ℓを超え5,000ℓ 以下の場合200ℓまでごとに	2,100円	2,160円
			月排出量が5,000ℓを超える 場合200ℓまでごとに	2,310円	2,376円
	浄化槽汚泥 処分手数料※	一般家庭	20ℓまでごとに	42円	43.2円
		事業所		94.5円	97.2円
	焼却処分 手数料※	一般家庭	100kgまでごとに	252円	259.2円
		事業所		336円	345.6円
埋立処分 手数料※	一般家庭	100kgまでごとに	252円	259.2円	
	事業所		336円	345.6円	
し尿処分 手数料※	事業所	200ℓまでごとに	661.5円	680.4円	

左表のほか、産業廃棄物の処理に係る使用料の消費税等相当分も5%から8%に改定します。

※の処分手数料は、ごみおよびし尿等を直接処理施設に搬入する場合の手数料です。